

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊練馬駐屯地
第338会計隊長 丸山 昌記

次のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	数量	単位	履行場所	備 考
給食業務の部外委託	仕様書のとおり (第 1 号)	1	S T	陸上自衛隊 練馬駐屯地	
食器洗浄及び清掃 作業の部外委託	仕様書のとおり (第 2 号)	1	S T	陸上自衛隊 練馬駐屯地	

(2) 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で関東甲信越地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
 - ア A、B、C、D 等級に格付けされた者
 - イ D 等級に格付けされた者は、同一献立を一度に 300 食以上提供する集団給食業務を 1 年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 第1項に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 別紙「練馬駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項」に示す入札関係書類について、合格であった者。

3 契約条項及び契約条項を示す場所

(1) 契約条項

- ア 別紙「練馬駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項」に記載する事項
- イ 別紙は、食器洗浄及び清掃作業部外委託の入札実施要項として準用する。

(2) 契約条項を示す場所

- ア 陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊契約班（189号隊舎1階）
- イ 東部方面会計隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）

4 入札説明会及び入札の日時場所

(1) 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する者は、令和5年12月18日（月）から令和5年12月22日（金）及び令和6年1月10日（水）から令和6年1月12日（金）までの間で実施するので、希望日の2日前までに担当者に連絡することとし、個別に対応する。（ただし、日時等は官側の都合を優先する。）

(2) 入 札

- ア 日 時：令和6年2月6日（火）10時00分
- イ 場 所：陸上自衛隊練馬駐屯地第338会計隊入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償： 遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判別しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は制約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額（総品目）により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 最低価格入札者を落札者とししない場合

- (1) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低の入札金額であっても落札者とししないことがある。
- (2) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。

9 契約書等の作成

落札者は落札決定後、契約書を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。
細部については、別紙「練馬駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項」による。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は令和5年1月12日（金）17時00分までに下記の連絡先に一報すること。
- (2) 入札者が代表者の代理のときは、入札時に委任状を提出することとし、入札に参加する者は日本国籍を有すること。
- (3) 本件入札においては郵便入札を可とする。初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。
ア 日 時： 令和5年2月9日（金）10時00分
イ 場 所： 陸上自衛隊練馬駐屯地第338会計隊入札室
- (4) 郵便入札により参加する場合は令和6年2月5日（月）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(5) 入札及び契約心得を承知の上入札に参加すること。

(6) 本記載事項に関する問い合わせ

〒179-8523 東京都練馬区北町4-1-1

陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊契約班 担当：福嶋

TEL 03-3933-1161（内線2350） FAX 03-3933-0925（直通）